

ワムホール附帯設備利用料表

(令和5年4月改訂)

種別	品名	単位	金額 1 回	備考
舞台備品	平台	1 式	1,100	
	緋毛せん	1 式	300	
	上敷	1 巻	100	
	金屏風	1 双	1,100	
	指揮者台	1 台	100	
	音響反射板	1 式	2,250	
	演台	1 台	300	
	花台	1 台	200	
	グランドピアノ	1 台	2,000	調律料は別途
	リノリューム	1 式	2,250	
音響設備	マイクロホン	1 本	550	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,100	
	三点吊装置	1 式	1,100	
	音響再生機	1 台	750	
	移動型スピーカー	1 式	750	
	移動型ミキサー	1 式	1,850	
	シンセサイザー	1 式	350	
映像設備	スクリーン	1 式	550	
	オーバーヘッドカメラ	1 台	900	
	映像再生機	1 台	750	テレビモニターを含む。
	プロジェクター (ホール用)	1 台	2,700	スクリーンを含む。
	プロジェクター	1 台	750	スクリーンを含む。
	テレビモニター (大)	1 台	750	
	テレビモニター (小)	1 台	350	
照明設備	パソコン	1 台	350	事務用パソコンを除く。
	ボーダーライト	1 列	550	
	フロントサイドスポットライト	1 組	550	
	シーリングスポットライト	1 組	1,100	
	アッパーホリゾンライト	1 列	750	
	ロアーホリゾンライト	1 列	550	
	サスペンションライト	1 台	200	
	ピンスポットライト	1 台	550	
天井反射板ライト	1 列	750		

照明設備セット利用料表

種別	器具名	数量	金額 1 回	備考
Aセット	ボーダーライト	1 列	2,200	一人増員分別途
	フロントサイドスポットライト	1 組		
	シーリングスポットライト	1 組		
Bセット	ボーダーライト	1 列	5,250	一人増員分別途
	フロントサイドスポットライト	2 組		
	シーリングスポットライト	1 組		
	アッパーホリゾンライト	1 列		
	ロアーホリゾンライト	1 列		
サスペンションライト	6 台			
Cセット	ボーダーライト	1 列	6,850	一人増員分別途
	フロントサイドスポットライト	2 組		
	シーリングスポットライト	1 組		
	アッパーホリゾンライト	1 列		
	ロアーホリゾンライト	1 列		
サスペンションライト	14 台			

備考

- 1 本表の各利用料は、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後3時まで、午後3時30分から午後6時まで及び午後6時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とした利用料とする。
- 2 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額 (50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。) とする。
 - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
 - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体が市長が適当と認めたもの

ローズホール・会議室等附帯設備利用料表

(令和5年4月改訂)

種別	品名	単位	金額 1時間	備考
音響設備	マイクロホン（会議室用）	1本	130	
	ワイヤレスマイクロホン（会議室用）	1本	130	
	音響再生機	1台	270	
	移動型スピーカー	1式	270	
	移動型ミキサー	1式	680	
	シンセサイザー	1式	130	
映像設備	スクリーン	1式	200	
	オーバーヘッドカメラ	1台	320	
	映像再生機	1台	270	テレビモニターを含む。
	プロジェクター	1台	270	スクリーンを含む。
	テレビモニター（大）	1台	270	
	テレビモニター（小）	1台	130	
	パソコン	1台	130	事務用パソコンを除く。

備考

- 1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。
 - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
 - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体に市長が適当と認めたもの
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、午後9時から午後9時30分まで利用するときの利用料は、当該附帯設備の利用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 4 前項の規定を適用する場合において、利用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。